

現場で使う設備について、設置、移転、変更の 30日前までに設置届等を監督署へ提出していますか？

工事又は作業の種類		計画参画者の資格 (左欄+右欄)	準拠条項		
規模	届出事項				
足場	つり足場、張出し足場以外の足場にあっては高さ10m以上のもの (60日未満は除外)	1. 設置箇所 2. 種類及び用途 3. 構造、材質及び主要寸法	・当該工事の設計監理又は施工管理の実務経験3年以上 ・一級建築士 ・一級土木施工管理技士 ・一級建築施工管理技士 ・労働安全コンサルタント(土木、建築) ・厚生労働大臣が定める者	・建設工事の安全衛生の実務経験3年以上 ・厚生労働大臣が定める計画参画者研修を修了した者 ・労働安全コンサルタント(土木、建築) ・厚生労働大臣が定める者	安衛法88条 安衛則85条 86条 別表7 92条の3 別表9
型枠支保工	支柱の高さ3.5m以上	1. コンクリート構造物の概要 2. 構造、材質及び主要寸法 3. 設置期間	同上		
架設通路	高さ及び長さが10m以上のもの (60日未満は除外)	1. 設置箇所 2. 構造、材質及び主要寸法 3. 設置期間		安衛法88条 安衛則85条 86条 別表7	
軌道装置	(6か月未満は除外)	1. 使用目的 2. 起点及び終点並びにその高低差(平均勾配) 3. 軌道の長さ 4. 最小曲線半径及び最急勾配 5. その他(詳細は安衛則別表第7を参照)			
・特定化学生物質	希硫酸を使用したpH中和装置等 (硫酸1wt%未満又は6ヶ月未満は除外)	1. 特定第二類物質又は第三類物質を製造し、又は取り扱う業務の概要 2. 主要構造部分の構造の概要 3. 附属設備の構造の概要			

◆機械等設置届(様式第20号)

様式第20号(第88条関係)					
機械等設置・移転・変更届					
事業の種類	建築工事業	事業場の名稱	〇〇建設(株) 〇〇ビル新築	常時使用する労働者数	元請 3人 下請 10人
設置地	福山市旭町1-7		主たる事務所の所在地	同左	
計画の概要	足場最高高さ18.00m くさび繫結式足場使用 架設通路(昇降階段・渡り) その他詳細については、概要書による。				
製造し、又は取り扱う物質等及び当該業務に従事する労働者数	種類等	取扱量	従事労働者数		
			男	女	計
参考者の氏名	工事部長 府中一郎	参考者の経歴の概要	一級建築士第12345号 安全衛生実務経験〇年		
工事着手予定期	令和6年10月11日	工事落成予定期	令和7年4月14日		
令和6年9月10日					
事業者職氏名 代表取締役 広島 太郎 現場所長 福山 次郎					
福山労働基準監督署長 殿					

◆建設工事計画届(様式第21号)

建設工事計画届					
様式第21号(第91条、第92条関係)					
事業の種類	事業場の名稱		仕事を行う場所の地名番号		
鉄筋コンクリート造 家庭建築工事	〇〇建設(株) 〇〇マンション新築工事		広島県福山市旭町1-7 電話 084(123)4567		
仕事の範囲	高さ31mを超える建物の建設		採用する土石の種類		
発注者名	(株)〇〇不動産		工事請負額	2,000,000円	
仕事の開始予定期	令和6年10月1日		仕事の終了予定期	令和7年3月21日	
計画の概要	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上13階 地下1階 延べ面積〇〇m ² 延べ床面積〇〇m ² 建物の最高高さ〇〇m の他の箇所は概要書のとおり。 その他の箇所は概要書のとおり。				
参考者の氏名	工事部長 府中一郎	参考者の経歴の概要	〇〇大学工学部建築学科卒業 建設工事の実務経験〇年 安全衛生の実務経験〇年		
主たる事務所の所在地	広島県広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同会館第2号館 電話 084(123)4567				
労働者予定期	〇〇人	関係請負人の予定期	〇〇人	関係請負人の予定期	〇〇人
令和6年 9月 10日					
事業者職氏名 代表取締役 広島 太郎 現場所長 福山 次郎					
福山労働基準監督署長 殿					

様式はここから
ダウンロード



広島労働局

福山労働基準監督署

一定規模の建設工事・土石採取業の仕事について、仕事の開始の14日前までに計画届を監督署へ提出していますか？

種類		届出事項及び添付図面
1	高さ31mを超える建築物又は工作物（橋梁を除く）の建設、改造、解体又は破壊（以下建設等）	【建設業】 1. 周囲の状況、四隣との関係図 2. 建設物等の概要図（平面、立面、断面等） 3. 工事用機械、設備、建設物等の配置図 4. 工法の概要を示す書面又は図面 5. 労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面 6. 工程表
2	最大支間50m以上の橋梁の建設等	【土石採取業】 1. 周囲の状況、四隣との関係図 2. 機械、設備、建設物等の配置図 3. 採取の方法を示す書面又は図面 4. 労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面
2-2	最大支間30m以上50m未満の橋梁の上部構造の建設等（人口集中地域で道路上、鉄道の軌道上又は道路・軌道に隣接した場所に限る）	
3	ずい道等の建設等 (ずい道等内部に労働者が立ち入らないものを除く)	
4	掘削の高さ又は深さ10m以上の地山の掘削（ずい道等の掘削、岩石の採取のための掘削を除く）の作業（掘削機械を用いる作業で掘削面の下方に労働者が立ち入らないものを除く）	
5	圧気工法	
5-2	建築物、工作物又は船舶（以下建築物等）に吹き付けられている石綿等（石綿等が使用されている仕上げ用塗り材を除く）の除去、封じ込め又は囲い込みの作業	
5-3	建築物等に張り付けられている石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業（石綿等の粉じんを著しく発散するおそれのあるものに限る）	
5-4	廃棄物焼却炉（火格子面積2m ² 以上又は焼却能力200kg/h以上のものに限る）を有する廃棄物焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等	
6	掘削の高さ又は深さが10m以上の土石の採取のための掘削	
7	坑内掘りの土石採取のための掘削	



種類		計画参画者の資格 (左欄+中欄+右欄)		準拠条項
建設工事	◆高さ31mを超える建設物（ダムを除く）又は工作物（橋梁を除く）の建設、改造、解体又は破壊の工事（上記1）	<ul style="list-style-type: none"> ・理科系大学10年 　　〃 高専10年 　　〃 高校15年 　　〃 中等教育学校15年 以上の建築工事の設計監理 又は施工管理の実務経験 ・一級建築士 ・労働安全コンサルタント（建築） ・厚生労働大臣が定める者 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事の安全衛生の実務経験3年以上 ・厚生労働大臣が定める計画参画者研修を修了した者 	安衛則90条 92条の3 別表9
土木工事	<ul style="list-style-type: none"> ◆高さ31m以上のダムの建設、改造、解体又は破壊の工事（上記1） ◆最大支間50m以上の橋梁の建設工事（上記2） ◆最大支間30m以上50m未満の橋梁の上部構造の建設工事（上記2-2） ◆ずい道等の建設工事（上記3） ◆掘削の高さ又は深さ10m以上の地山の掘削の工事（上記4） ◆圧気工法による工事（上記5） 	<ul style="list-style-type: none"> ・理科系大学10年 　　〃 高専10年 　　〃 高校15年 　　〃 中等教育学校15年 以上の土木工事の設計監理 又は施工管理の実務経験 ・技術士（建設） ・一級土木施工管理技士 ・労働安全コンサルタント（土木） ・厚生労働大臣が定める者 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事の安全衛生の実務経験3年以上 ・厚生労働大臣が定める計画参画者研修を修了した者 	